

提 言 書

松江市ガス事業の民営化を含む今後のあり方について

平成15年2月21日

松江市ガス事業経営検討委員会

はじめに

松江市ガス局は、昭和5年に営業を開始、当時供給戸数1,447戸から始まり、現在では17,550戸で、供給区域内の普及率は45%という状況である。

この間、昭和40年度から欠損金が生じ、中でも昭和54年度には第2次石油危機（オイルショック）等により欠損金が7億数千万円にもなったため、自主再建委員会を発足させ、人員削減・業務の委託・需要開発・料金改定・経費節減等を行い、一般会計からの負担は一切受けないで、累積欠損金を解消し健全経営となった。

一方、わが国では全国の都市ガスグループの集約化と高カロリー化（天然ガス化）を2010年までに実現することを目的とするIGF21計画（Integrated Gas Family 21計画）が打ち出された。当ガス局においても國の方針に基づき天然ガス導入に向け様々な角度から調査・検討を行い、中国地方の13ガス事業者の共同事業として実施することを決定し、平成6年12月21日付で「熱量変更作業共同化協定」を締結した。

これにより、当ガス局も平成12年5月から橋南地区6,100戸の熱量変更事業を無事故で完遂し、引き続き平成16年5月から橋北地区約11,500戸の熱量変更事業を計画している。

また、エネルギー分野における規制緩和の進展および熱量変更事業に伴う財政面等から、ガス業界で事業譲渡が進む中、総務省では「公営ガス事業の民営化手法研究会」を設置し、公営ガス事業を民営化する場合の手法が提言された。

松江市では、平成13年6月に「松江市行財政改革推進本部・推進委員会」を設置し、全庁的に行革論議がなされ、平成13年12月に「松江市行財政改革大綱」が策定された。その中で、当ガス局については「民営化」の方向が示され、平成14年度・15年度の2ヵ年で民営化を含むガス事業のあり方について、検討委員会を設置し、検討することになった。

こうした経過を踏まえ、ガス事業の民営化を含めたあり方と方向性を出すべく、広く市民・需要家・有識者等の意見を反映させるため平成14年7月に「松江市ガス事業経営検討委員会」を設置した。

当委員会は、学識経験者等各界各層の18名の委員と国のオブザーバー1名の計19名で構成し、5回の委員会を開催し審議・検討を加えた結果、松江市ガス事業の今後のあり方と方向性について、一定の結論を得たので、協議経過の報告を添えて提言する。

松江市ガス事業経営検討委員会
会長 芦田耕一

1. 行財政改革の進展やエネルギー分野の自由化による競争の激化等、経営環境がますます厳しくなる中、本市ガス事業を将来にわたって公営事業として継続することは極めて厳しい状況が予想されることから、今後民営化の方向で検討すべきである。ただし、現時点においては、解決すべき諸課題も多く、直ちに民営化を具体化することは困難なように思われる。

そこで、今後の民営化を念頭において、制度改革やエネルギー需要の動向、市町村合併の状況等を見ながら、平成17年度以降に再度、専門家を含めた新たな検討委員会を設けて検証を行い、具体的に検討すべきである。

(1) 民営化の方向で検討する理由

市民や需要家のメリットを考慮して、松江市ガス事業は以下のような理由により、今後、民営化の方向で検討すべきである。

① 都市ガス事業の需要家戸数は、現在でも松江市総世帯数の約29%しかなく、将来的に八束郡7町村と合併されると24%を割ることになる。

市内のほぼ全世帯を需要家とする水道事業と違い、市民の一部しかサービスを受けられないガス事業を、将来にわたって公営で継続することには、市民の理解が得られにくい。

② 今後、エネルギー分野では自由化が進み、エネルギー間、事業者間での価格競争が激化することが予想される。特に、公営ガス事業者が、民間エネルギー事業者や新規参入事業者との価格競争に対応するために、徹底したコストダウンを行うことは厳しい状況にある。

③ 人々の生活ニーズやライフスタイルが高度化・多様化する中で、ガス事業者は多彩なサービスが求められている。

このように、今後、ガス事業は質的にも高度なサービス水準が求められてくるが、公平性・公正性が強く要求される公営ガス事業が、民間的な発想によるマーケティング戦略、積極的・弾力的な営業展開、電力等他燃料に対抗することに視点を置いた料金体系を打ち出すことには限界がある。

④ 燃料電池を含むコージェネレーションシステム等の技術開発や機器開発の進展が著しく、ガス事業者は常に最新の動向を捉え、キャッチアップして行くことが必要となっている。しかし、公営ガス事業がメーカー・建築・設備業者などの民間企業と連携した技術戦略を打ち出

すことには限界がある。

- ⑤ 現在、わが国政府は、経済財政運営および経済社会の構造改革を図るべく、民営化・規制改革を始めとする改革プログラムを進めている。民営化・規制改革に関しては、内閣府が総合規制改革会議を設置し「民間でできるものは官は行わない」ことを基本とし、特に公営ガス事業については民営化等を推進すべきであると提言した。(注1)

また、総務省は「公営ガス事業の民営化手法研究会」を設置し、公営ガス事業を具体的に民営化する場合の4手法を提言した。(注2)

さらに、総務省では「地方公営企業と独立行政法人制度に関する研究会」を設置し、地方公営企業分野への地方独立行政法人制度の導入にあたっての問題およびこれへの対応について検討を行った。(注3)

このように官製市場の見直しが行われており、今後、官が行っている事務・事業は急速に民間に開放されていく方向にある。

- ⑥ 松江市行財政改革大綱の「6. 公営企業の経営活性化」の項で、民営化の推進として、公営企業の事業について、民営化を行うことで市の行財政運営のスリム化や民間事業者の活性化等が期待できる場合は、民営化を行うとの方向性が示されている。
- ⑦ 公営ガス事業は、人事管理面など本庁とのローテーションや調整が必要であり、独自の運営が困難であるため、自由で効率的な事業活動が行いにくい。

(2) 現時点における民営化への諸課題

現時点では、平成16年度の橋北地区の熱量変更事業の無事故完遂に向けて準備作業を進めており、また、以下に挙げるような諸課題があるため、直ちに民営化を具体化することは困難な状況である。

- ① 橋南地区に引き続き、平成16年度には橋北地区の熱量変更事業の無事故完遂に向けて、準備を進めていること
- ② 事業譲渡する場合、譲渡先企業が熱量変更共同化事業での義務を果たせるか
- ③ 総務省「公営ガス事業の民営化手法研究会」で提言された4つの民営化手法について、松江市に於ける適合性はどのように評価できるか。また、どの手法を選択すべきか、専門的な検討が必要である
- ④ 事業譲渡する場合、譲渡先企業や新規設立会社等の受け皿はあるのか
- ⑤ 事業譲渡する場合、職員をどこの部局に配置転換するのか。その受

け皿は確保できるか

- ⑥ 事業譲渡する場合、譲渡条件として、承認工事業者の継承・地元ガス事業関連業者の継承・福祉料金など料金水準の制約等の課題がある
- ⑦ 事業譲渡する場合、起債残高等を踏まえ、譲渡価格をどの程度とするか。仮に、市に損失が発生するような場合、その損失をどのように処理するのか
- ⑧ 譲渡代金で地方債の繰上償還ができるか。できない場合、どのような財源措置が可能か
- ⑨ 株式会社にする場合、松江市の出資比率および財源をどうするのか
- ⑩ 事業形態を変更する場合、市民や需要家のメリットや意向を最も重視しなければならないが、理解が得られるか

(3) 検討委員会の設置

平成17年度以降において、エネルギー需要の動向や社会情勢の変化、及びガス自由化の進展や制度改革の状況の分析、長期財政計画の検証等を行った上で、上述の諸課題について専門家を含めた検討委員会で、再度、民営化を念頭において具体的に検討すべきである。

検討委員会の設置時期を平成17年度以降とする理由は、以下のとおりである。

- ① 平成17年（2005年）には、松江市を含む市町村合併の方向が決定されること
- ② 平成19年度（2007年）に、ガス自由化対象が小規模工場・ビル等に拡大されるが、平成17年度頃には、家庭用など小口需要の全面自由化の様子が更にはっきりしてくること
- ③ 平成17年度頃には、公営ガス事業を民営化した事業者の結果が評価されること
- ④ 平成16年度に、橋北地区の熱量変更事業が完了すること
- ⑤ 平成17年度には、熱量変更事業の完了による財政面（長期財政計画）への影響が明らかになってくること
- ⑥ 平成17年度に、松江市行財政改革大綱の最終検証が行われること

2. 当面継続する公営ガス事業では、長期財政計画に沿って、一層の経営合理化・営業拡大策の推進等を積極的に進め、熱量変更事業費の繰延勘定償却が終わり、平年度化する、平成22年度以降の単年度黒字化に向かって努力すること。

【附帯要件】

- (1) 長期財政計画に基づいて、一層の経営合理化を推進し、諸経費の縮減に努めること。
 - ① 退職者不補充等に努め、人件費の縮減を図ること
 - ② 平成17年度以降の設備投資については、企業債の借入れを極力抑え自己資金を充て、支払利息の縮減に努めること
- (2) 地方公営企業として、可能な限り民間企業の経営手法を取り入れ、長期財政計画で設定した、需要開発計画の実現に努めること。
 - ① 供給区域の拡大も含め、毎年度純増戸数50戸の達成に向けて努力すること
 - ② 積極的な営業活動を行うため、専門的営業組織体制の充実
 - ③ 電気、LPG、石油等に対抗する料金メニューの設定
 - ④ メーカー、建築・設備業者と連携したエンドユーザーへの積極的な営業活動
 - ⑤ マス媒体を用いたイメージ広告の積極的活用
- (3) 近年、ますます厳しい経営環境となっている民間企業の実態を踏まえ、公営ガスとしての立場に甘んずることなくより一層、サービスの向上と信頼性の維持に努め、安定供給を図ること。
- (4) ガス事業者の使命として、保安管理体制の一層の充実を図り、保安の確保に努めること。
- (5) 天然ガス導入のメリットを活かし、環境対策を積極的に進めること。
- (6) 向島用地については、財政面の理由からだけで安易に売却することなく、市の長期的政策の観点に立って、有効活用方策を検討していくこと。
- (7) 今後、社会経済環境の変化に対応するため、必要に応じて長期財政計画の見直しを行うこと。

付属資料

国の官製市場の見直しに関する説明

(注1)「第2次答申—経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革」

(平成14年12月12日) <内閣府 総合規制改革会議>

官民役割分担の再構築の中で、「民間でできるものは官は行わない」という考え方を基本に置いていくことが適当であるとし、特に我が国のガス販売量の3.2%しかない公営ガス事業については、「行財政改革等の進展等により、民間への事業譲渡や民間委託が進められているが、既に同様の民間事業者が多数存在している状況を踏まえ、さらに民営化、民間への事業譲渡、民間委託を推進すべきである」との提言を行っている。

(注2)「公営ガス事業の民営化手法研究会」(平成14年3月) <総務省>

総務省では、以下のような状況に鑑み、公営ガス事業の民営化手法研究会報告書を発表した。

- a) IGF21計画が経営規模の小さい公営ガス事業者にとって大きな投資負担となること
- b) エネルギー業界の規制緩和に伴う競争激化による公営ガス事業者の経営悪化が懸念されること
- c) 地方公共団体において行財政改革やその一環として公営事業の見直しが求められていること

同報告書は、公営ガス事業の課題を分析した上で、事業譲渡方式、株式会社方式、フランチャイズ方式、業務運営委託方式の4つの民営化手法を提言し、民営化には事業譲渡だけでなく多様な選択肢があり、それぞれメリット・デメリットがあることを示した。

(注3)「地方公営企業と独立行政法人制度に関する研究会」

(平成14年12月) <総務省>

平成11年に創設された国の独立行政法人制度を、地方に導入する「地方独立行政法人制度」が検討され、平成14年8月に報告書が公表された。

さらに、地方独立行政法人を地方公営企業分野に導入する「公営企業型地方独立行政法人」について検討が行われた。その結果、従来どおり地方公営企業として事業を実施するか、地方独立行政法人によって実施するかは、各地方公共団体の選択とすること、水道事業、ガス事業等の地方公営企業の全部又は財務規定等のみが当然適用される8事業については、地方独立行政法人により事業を行う場合は、必ず「公営企業型地方独立行政法人」により行わなければならないこと等が提言された。

検討委員会での主な意見

「熱量変更共同化事業との関連」に関する意見

- ・ 民営化された事例では、熱量変更事業の負担が理由に挙げられる場合が多いが、松江市の場合、半分終わっているという状況の違いがある。
- ・ 共同化の途中で事業譲渡する場合には、派遣しあっている技術者が確保されていることが必要。もし、事業譲渡して市の技術者を引き上げた場合に問題となる可能性がある。松江市では平成12年の熱量変更の際に支援を受けたので、これから返していく義務がある。
- ・ 热量変更完了の平成22年という時期は、今後、前倒しになる可能性もある。

「エネルギー需要の動向と財政見直し」に関する意見

- ・ ガス局の長期財政計画は收支ともに非常にシビアに考えられた計画であると思う。社会経済環境の変化は厳しいため、そういうことを見ながらローリングを重ねていく必要がある。
- ・ 過去に累積赤字が膨らんだ時期もあったが、経営努力により、一般会計に負担をかけることはなかった。
- ・ 都市ガス需要の大幅な拡大が考えにくい。松江市の財政力で公営4事業を持つことは今後大変になって来るとは思う。
- ・ 今までに、一般会計からの補てんも無しにずっとやって来ている訳で、直ちに民営化しなければならないという状態にはないと思う。現時点では、平成16年の橋北地区の熱変もあるので、将来的に民営化を検討していくという方向付けをすることで、本委員会の役目は果たせると思う。
- ・ ガス展でのアンケートでは、ガス事業に税金は投入されていないことを知らない人が8~9割もいた。今後、公営であってもPRに力を入れていく必要がある。
- ・ 向島用地は、財政面からだけでたたき売りせずに、じっくり将来を考えた上で計画を作りたい。

「規制緩和の進展と営業開発の見通し」に関する意見

- ・ エネルギー分野の規制緩和が更に進むことから、公営ガスのままとして

いく必要性が見当たらないので、将来的には民営化を視野に入れながら、当面は公営で、さらに安全性を保ちながら経営コスト削減に努力していただきたい。また、それがサービスにつながると思う。

- ・ ガス事業に関しては、自由化が検討されているが供給安定性、需要家間の公平性、保安をどのように確保していくか、事業形態は別にして、公益事業としての役割を見つめ直していくことがポイントだと思う。

「民営化の必要性と可能性」に関する意見

- ・ 方向としては、何年先か何十年先かには、やはり民営化する方向にあると思う。
- ・ 本委員会で、「今後、民営化の方向で検討すべき」という方向付けをしてもいいではないか。しかし、熱量変更事業の終わる平成22年までは民営化は無理のように思うし、時期や内容が重要なので、それまでにまた何回か委員会や市民と協議を行い、どういう方向に持っていくかを考えていく必要はある。
- ・ 民営化する場合の大きな問題として、受け皿の問題と職員の処理がある。従って、3年以内とか5年以内に行なうことは無理と思う。
- ・ 民営化するにも、債務の引継ぎと返済条件の変更、政策的配慮による低料金設定と経営効率のバランスなど、譲渡条件を考える必要がある。ガス事業の特殊性、市民生活への影響の大きさという点から、制限付き民営化と言うふうにならざるを得ないのではないか。
- ・ 将来民営化するということだけで、そういう条件については、後々ゆっくり検討しましょう、と言う方向性では受け入れられない。
- ・ 民営化の先行事例がどういう状況になったのかなどについても、十分に調査しないと、とにかく民営化すれば良いと言うものではない。
- ・ 民営化を念頭に置きながら、状況ができるだけ市民に公開して、今年いきなり開催してと言うのではなく、毎年でも検討委員会を続けて行ってはどうか。
- ・ 現状、需要家が全体の3割で、今後市町村合併があるとさらに低くなる。公営とするにも根拠が必要。市民の一部しか恩恵を受けない事業を市の事業とすることでいいのか。将来、市町村合併があった場合にたちまち問題となる。
- ・ 将来民営化の方向を歩まざるを得ないことは、方向付けとして出して置くべきではないか。平成22年までは今のままでというのは、やや無責任すぎるのではないか。

- ・ 民営化については、「将来的に」というのはいいが、具体的に何年というのではなく現段階では縛るべきではない。
- ・ 本委員会は、松江市の行財政改革の一環ではあるが、将来の民営化も含めて常に経営について検討・努力していく必要性、安全性や効率性を考えていく必要性など、刺激を与える上で意義があった。

「譲渡する場合の受け皿」に関する意見

- ・ 現在、県内企業の状況は厳しく、特に中小零細建設業者は公共工事が減り、経営革新への取り組みが行われている。松江市でも商工会議所で、業種転換も含めた新ビジネスの研究会が立ち上げられた。その中で、給食、ごみ収集、PFIなどの勉強をしているので、民営化の受け皿の見通しが全く無いとは言えないと思う。
- ・ 一般的には、今後の経済再生には民活が重要であり、民間の方が経営能力に勝ると言われている。民営化の方向については、松江という地方都市にあっても、詳細に検討していく必要がある。
- ・ 民間から見て、松江市のガス事業を譲り受けて、経営を成り立たせる可能性については、譲渡条件、松江市の市場性によるため、すぐには評価できない。
- ・ 仮に、民営化することになって一般公募した場合、数十億円という規模なので、希望者が無いかもしれない。受け皿がある場合に民営化する、ない場合には民営化しないなど、色々な考え方があるので、今後も検討していく必要がある。

「職員の処遇」に関する意見

- ・ 松江市の経営コストに占める人件費の比率や職員数は、同規模の都市ガス事業者の平均程度と思われる。
- ・ 民営化して職員が市に残る場合には、市の財政は圧迫されるのではないか。
- ・ 市の計画でも職員を37人にまで減らすことになっているが、ライフラインに関わる事業で人員を減らすにも限度があるのではないか。
- ・ 仮に民営化しても、きちんと維持していくためには、職員数や人件費を極端に下げるることは出来ないだろう。ガス局は組合員も含めてきちんとやってきたが、民間にはその保証は無いと思う。
- ・ 民営化の方針が決定された後、熱量変更を行ったところでは、どうして

も職員の士気が落ちてしまっていた。安全性が要求されるガス事業では、職員の士気は最も大切なこと。もし、松江市でも平成16年度の第2期熱量変更前に民営化の方針が出た場合、職員の士気や安全性への影響が心配される。

- ・ ガス事業の民間譲渡に伴い、市役所に配置換えされてノイローゼになつた職員もいる。ガス事業では8割が技術者。技術者は技術や仕事でお客さまに貢献するのが基本。ガスの仕事をして行きたい気持ちが大きいと思う。
- ・ ガス局職員もよく仕事をされているが、世の中の厳しさを認識しつつ、今の姿勢を保って行ってもらいたい。
- ・ 事業の信頼性・透明性が確保されているのは、一概に公営だから良いとは言えないと思う。

「公営ガス事業の必要性」に関する意見

- ・ 一般論として民営化は否定出来ないが、松江のような地方都市では、必ずしも住民のためになるとは限らない。バブル崩壊後、規制緩和の大合唱が起つたが、たかだか10年しか経っていない。また、10年後には、やはり地方都市では一定の規制が必要ではないかという考えが大勢となるかもしれない。
- ・ 民営がいいか、公営がいいかということは難しく、国策である熱量変更共同化事業を進めている現状では、少なくとも平成22年までは経営形態はこのままで行くほうが良い。
- ・ 市民としては安らかな生活で暮らしていきたい。今しばらくは現状のままガスも公営で運営いただきたい。
- ・ ガス展でのアンケートでは、直営を望んでいるという声が殆どで、望まない人は5%程度であった。
- ・ 条件付で公営存続が良い。その条件とは、ガス事業は安全・安心・信頼が第一なので十分な対応が出来るように、安い人件費削減等を行わず職員の研修等を充実させ、専門の資格者の育成に力を入れていくことが必要。
- ・ 事業譲渡の事例には、承認工事会社や地元LPG業界との協定等を引き継ぐ場合と引き継がない場合があり、後者の場合は地元企業等への影響が極めて大きい。

松江市においても工事会社、LPG業界にとって死活問題となるので、出来ればこのままの形態で続けて欲しい。

- ・ 地域性と歴史的背景の中で、先輩方が随分努力されて、市民は公営ゆえの恩恵を受けてきた。

松ガ 第 423 号

平成 14 年 7 月 30 日

松江市ガス事業経営検討委員会

会長 芦田 耕一 様

松江市ガス事業管理者

ガス局長 福島 祥二

諮詢 専門 書

松江市ガス事業の今後のあり方について諮詢します。

なお、提言については、平成 15 年 2 月末を目途に提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 民営化を含む今後の事業のあり方について

松江市ガス事業経営検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 松江市ガス事業の民営化を含む今後の在り方について、学識経験者等各界各層の意見を聴き、執るべき方策を提言するために、松江市ガス事業経営検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、ガス局長が委嘱する委員をもって構成する。

2 委員は、20名以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、提言書を取りまとめ、ガス局長に提出するまでとする。

(役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(役員の選出方法)

第5条 会長及び副会長は、委員の互選とする。

(役員の職務)

第6条 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第7条 委員会には、国の行政機関の職員などのオブザーバーを置くことができる。

(会議の開催等)

第8条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、ガス事業の民営化を含む今後の在り方について必要な提言を行う。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、松江市ガス局総務課に置く。

(委任)

第10条 この要綱の定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は平成14年7月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会の会議は、第8条第1項の規定にかかわらず、ガス局長が招集する。

松江市ガス事業経営検討委員会名簿

(五十音順)

会員	氏名	所属及び役職名	区分
会長	芦田 耕一	島根大学 法文学部教授 国文学	学識経験者
副会長	井戸内 正	松江市社会福祉協議会 会長	学識経験者
副会長	和田 敏文	松江商工会議所 専務理事	経済界
	安部 英人	松江市ガス労働組合 執行委員長	職員団体
	飯塚 亮一	中国電力(株)島根支社副支社長	エネルギー関係
	池内 美佐子	松江女性協会 理事	女性団体
	門脇 恵美子	松江市消費者問題研究会 幹事	消費者団体
	加村 妃子	松江市連合婦人会 会長	女性団体
	茂見 孝雄	日本ガス協会 中國部会 (広島ガス㈱常務取締役)	エネルギー関係
	曾田 早苗	ハイヌーン・しまね 会長	女性団体
	田中 弘光	松江市議会議員	松江市議会
	種田 利光	ガス事業協力組合 理事長	エネルギー関係
	友森 勉	総務部長	松江市
	仁井 誠	連合島根松江地域協議会 議長	労働界
	林干城	松江市議会議員	松江市議会
	松本 修司	企画財政部長	松江市
	山尾 なおみ	松江青年会議所 天祐酒造(有) 営業部長	経済界
	横田 綏子	島根大学 法文学部教授 國際経済学	学識経験者

オブザーバー 河本健一	総務省自治財政局 公営企業経営企画室課長補佐	国の機関
-------------	---------------------------	------

松江市ガス事業経営検討委員会 審議経過

○ 第1回 (平成14年7月30日)

- ・経営検討委員会設置要綱説明
- ・委嘱状交付
- ・諮問書の提出
- ・議事
 - 1. ガス事業の概要
 - : ガス事業とは
 - : 全国の状況
 - : 松江市ガス局の状況
 - : 国内のエネルギーの需給動向
 - : 一般ガス事業の規制緩和の動向

○ 第2回 (平成14年9月6日)

- ・議事
 - 1. 前回委員会での要望事項に対する回答
 - : 热量変更事業の補助金について
 - : 需要の増加見通し (需要家分布図)
 - : 類似規模の事業者などとの比較
 - 2. 私営ガス事業と公営ガス事業の現状と比較
 - : 私営ガス事業と公営ガス事業の現状
 - : 各主体から見た私営ガス事業と公営ガス事業の比較
 - : 民営化事例 (民営化の理由など)
 - 3. 公営ガス事業の民営化手法研究会報告書の概要と検証
 - : 公営ガス事業の課題と検証
 - : 事業譲渡方式
 - : 株式会社方式
 - : フランチャイズ方式
 - : 業務運営委託方式

○ 第3回 (平成14年10月11日)

- ・議事
 - 1. 前回委員会での要望事項に対する回答

- ：中国管内都市ガス料金比較
- ：都市ガス売り上げ・営業費用構成表
- ：都市ガス普及状況

2. 松江市ガス局・長期財政計画について

○ 第4回 (平成14年12月6日)

・議事

- 1. 前回委員会での要望事項に対する回答
 - ：燃料電池について
 - ：需要家戸数50戸の純増の可能性・人件費2.5%増の考え方について
 - ：電化住宅戸数の推移について

2. ガス事業のあり方・方向性について

※意見交換

- ①松江市における民営化の必要性と可能性(第2回委員会:民営化手法)
 - ：民営化の手法について
 - ：職員の処遇について
 - ：熱量変更共同化事業との関連について
 - ：地元企業等への影響について
 - ：その他民営化した場合の問題点と課題について
 - ②松江市における公営ガス事業の必要性(第3回委員会:長期財政計画)
 - ：松江市の地域性と歴史的背景について
 - ：エネルギー需要の動向と財政見通しについて
 - ：規制緩和の進展と営業開発の見通しについて
 - ：ガス料金について
 - ：その他公営ガス事業の問題点と課題について
- ※方向性について
- ：公営事業存続の方向
 - ：民営化へ移行の方向

○ 第5回 (平成15年1月31日)

・議事

- 1. 意見集約について
- 2. 提言書について